

No. 17

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
小牧市	市民生活部 環境対策課	0568-76-1145	直 通	0568-72-2340
住 所	〒485-8650 小牧市堀の内3-1		担当者氏名	淵 上
U R L	http://www.city.komaki.aichi.jp/		E-mail	kankyou@city.komaki.lg.jp

(1) 【 補助金額 】

(単位：円)

人槽区分	窒素又はりん除去能力を有する高度処理型	高度窒素除去能力を有する高度処理型	人槽区分	窒素又はりん除去能力を有する高度処理型	高度窒素除去能力を有する高度処理型
5人槽	384,000	474,000	11～20人槽	補助しない	補助しない
7人槽	462,000	615,000	21～30人槽	補助しない	補助しない
10人槽	585,000	723,000	31～50人槽	補助しない	補助しない
			51人槽以上	補助しない	補助しない

(2) 【 令和3年度の補助計画基数 】

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
4	4	1					9

前年度実績基数（8基）

(3) 【 補助対象地域 】

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水区域を除く市内全域

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

既存のみなし浄化槽又はくみ取り槽を次に規定する消費電力以下の浄化槽へ転換するもの

(単位 W)

人 槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けて浄化槽を設置する者
- ③住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- ④市内に住所を有しない者（市内に居住しようとする者を除く）
- ⑤自らの居住を目的とする専用住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑥処理対象人員が5人槽・7人槽・10人槽以外の浄化槽を設置する者
- ⑦市税を滞納している者（転入者にあつては、転入前の市町村において市町村税を滞納している者）

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ・提出期限：補助事業の実施をしようとする日の15日前まで
- ①審査期間（国土交通省の認定浄化槽は10日、それ以外は21日）を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③浄化槽設置工事見積書の写し（みなし浄化槽の撤去及び宅内配管工事に要した費用又はくみ取り槽の撤去に要した費用を含む）
- ④みなし浄化槽又はくみ取り槽の現況写真
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥登録浄化槽管理票（C票）の写し
- ⑦浄化槽機能保証登録の写し
- ⑧補助事業の工事施工者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術修了証書の写し）
- ⑨浄化槽構造図
- ⑩住宅平面図（浄化槽の位置及び宅内配管工事の補助を受ける場合は宅内配管の位置を確認できるもの）
- ⑪住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑫納税証明書（市町村税の滞納がないことが証明されているもの）
- ⑬その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：補助事業の完了後、当該年度2月末日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（補助事業者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を自ら行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書及び契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し（請求書は、みなし浄化槽の撤去費用及び宅内配管工事費用又はくみ取り槽の撤去費用が確認できるものであること）
- ④浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑤浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑥浄化槽工事業者が自ら撮影した浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真並びに基礎工事、据付工事、かさ上げ及び完了の状況を示す写真（浄化槽の型式及び認定番号が識別できる写真及びにみなし浄化槽の撤去の確認ができる写真を含む）
- ⑦浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑧みなし浄化槽又はくみ取り槽の最終清掃記録の写し（みなし浄化槽又はくみ取り槽の撤去の補助を受ける場合に限る）
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限30万円の補助を行っている
- ③みなし浄化槽からの転換に要する宅内配管費用を30万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください